

令和6年9月13日

久御山町長 信貴 康孝 様

久御山町上下水道事業経営審議会

会長 西垣 泰幸



適正な水道料金等のあり方について（答申）

令和6年4月19日付け6久事上第112号で諮問された「適正な水道料金等のあり方」について、諮問から延べ4回の会議を開催し、各委員の知見や経験、専門性など幅広い視点から慎重に審議を重ねた結果、結論を得たのでここに答申します。

1 はじめに

久御山町の水道事業は、昭和43年4月に上水道の給水を開始して以来、給水人口の増加や生活水準の向上、経済発展などに伴う水需要の急増に対応して拡張事業を行い、住民生活と社会経済活動を支えてきた。

しかしながら、近年の水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少に伴う水需要の減少や、施設の耐震化や老朽化対策による更新需要の増加など、様々な課題に直面している。

久御山町では、これらの課題に対応するため、令和6年3月に、水道事業の進むべき方向性と具体的施策を示した新たな計画として「久御山町水道事業ビジョン（第2次）」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、「安全・安心な水を未来につなぐ みんなで支えるくみやま水道」を基本理念に、基本目標に掲げる「安全な水をいつも送る水道」、「強靱で安定した水道」、「いつまでも健全に持続できる水道」の実現に向け、取組を進めることとしている。

また、ビジョンで示されたとおり、水道施設の更新・耐震化を推進したうえで、資金ショートを回避し、企業債残高の過度な増加を抑えるとともに財政の安全性を確保するためには、水道料金を適正な水準まで引き上げる必要がある。

これらの状況を踏まえ、本審議会では、久御山町長から諮問を受けた「適正な水道料金等のあり方」について、慎重に審議を重ね、ここに答申を行う。

2 料金改定の背景について

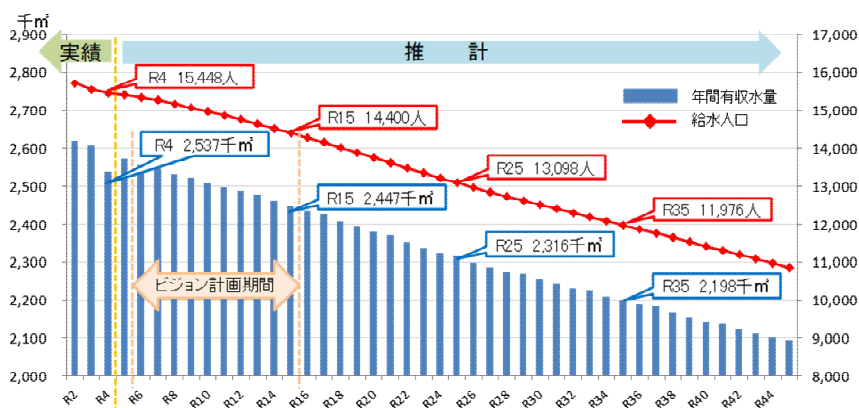
(1) 現行水道料金

現行の水道料金は、「久御山町水道事業経営戦略（平成 31 年 3 月策定）」（以下、「経営戦略」という。）に基づき、令和元年 8 月 5 日付け久御山町水道事業検討委員会の提言を受け、令和 2 年 1 月 1 日以後に確定する料金から改定したものである。経営戦略では、令和 2 年度に 24%、令和 7 年度に 16.9%の料金改定を実施することが示されている。

(2) 給水人口と有収水量の予測

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」を基に予測した久御山町の給水人口は、今後も減少傾向で推移する見通しであり、有収水量についても、給水人口の減少等に伴い減少傾向で推移する見込みである。

【給水人口・有収水量の推計（令和 2 年度～令和 45 年度）】



(3) 水道施設の更新・耐震化

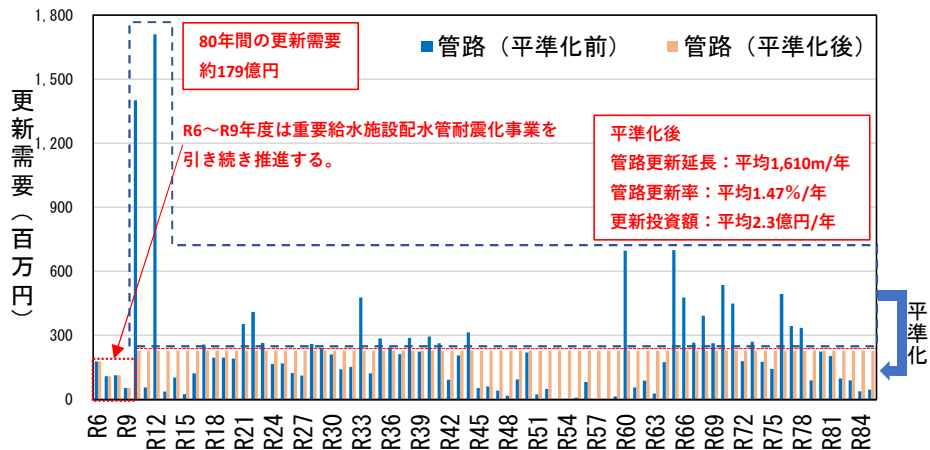
ア 重要給水施設配水管耐震化事業の完遂

現在、久御山町では、重要給水施設配水管耐震化事業として、広域避難場所や救急指定病院等への重要管路の耐震化を、令和 9 年度末の完了に向け進めている。令和 4 年度末時点で重要給水施設配水管 7.7 kmのうち 5.9 km、約 76%の耐震化が完了しており、重要給水施設と位置付けた 8 施設のうち、3 施設までの管路の耐震化が完了している。

イ 老朽管の計画的な更新

高度経済成長期に布設した管路が更新時期を迎えており、今後もそれ以降に布設した管路が順次更新対象となっていく。現在は、重要給水施設配水管の耐震化を優先的に進めているが、その後は、残る管路について、短期間に集中的に布設された管路を同様の期間で一度に更新することは財政的にも困難であるため、年度ごとの更新需要を平準化したうえで、計画的に順次更新していく。

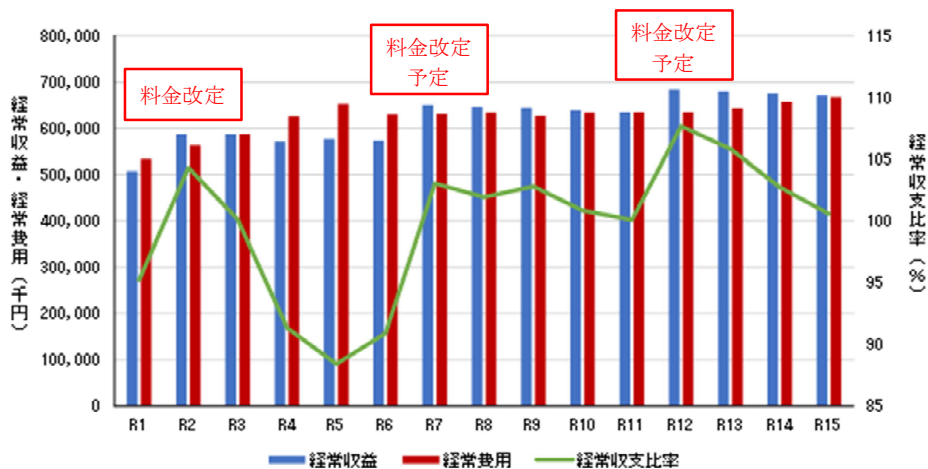
【管路更新需要の平準化】



(4) 財政計画

現在の料金水準を維持した場合、水需要の減少に伴う料金収入の減少や物価高騰等に伴う費用の増加の影響により、近い将来に資金ショートを起こす可能性が高くなっている。水道事業を健全に運営するためには経常収支比率を100%以上に保つ必要があり、そのためには今後の物価上昇等も考慮した適切な料金改定が必要である。ビジョンでは、水道施設の更新・耐震化を推進したうえで、資金ショートを回避し、企業債残高の過度な増加を抑えるとともに財政の安全性を確保することができる料金水準となるよう、令和7年度に16.9%の料金改定を実施するものとして見込んでいる。この改定率については、ダウンサイジング（北浦配水場の休廃止）の費用削減効果により、前回経営戦略で示した改定率に抑えることができたものである。また、令和7年度以降についても、経常収支比率100%以上が保てるよう、5年ごとに料金水準の見直しを実施することが見込まれている。

【経常損益及び経常収支比率の経年推移】



3 水道料金の改定について

(1) 料金算定方法

適正な原価に基づき料金算定を行う「総括原価方式」を採用することが望ましいと考えるが、水道施設を維持するために総括原価に算入すべきとされる資産維持費を加算し、また、長期前受金戻入額を控除項目に含めないものとして料金を算定した場合、大幅な料金の引き上げが必要となることから、今回の料金改定では、資産維持費の算入等は見送ることとし、ビジョンに示されるとおり、資金ショートを回避したうえで、経常収支比率100%以上を維持できる料金水準となるよう算定することとする。

ただし、水道施設の更新・耐震化を計画的に進め、強靱で安定した水道を実現するためには、資産維持費を原価に算入するとともに、長期前受金戻入額相当の利益も確保する必要があるため、次期料金改定の際には、再度、総括原価方式に基づく料金算定について検討することが望ましい。

(2) 料金算定期間

料金算定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(3) 料金改定率

住民生活や町内企業の経済活動への影響を考慮し、料金算定期間において、資金ショートを回避したうえで、経常収支比率100%以上を維持できる必要最低限の改定率に抑制することとし、平均改定率を16.9%とする。

(4) 料金体系

料金体系については現行どおりとし、口径別の負担構造を概ね維持したうえで、基本料金への配分強化を図ることが適当である。

また、少量の水量区画の従量料金単価については、小口使用者に最大限の配慮を行うことが望ましい。

(5) 水道料金表

(1)から(4)の内容を踏まえ、改定後の水道料金表(案)は別表のとおりとする。

(6) 実施時期

実施時期については、令和7年4月1日以後に確定する料金からとすることが適当である。

4 附帯意見

(1) 利用者への周知・理解

水道料金の値上げは、住民生活や町内企業の経済活動に直結し、大きな影響を及ぼすこととなる。

また、今回の料金改定は、諸物価高騰により住民生活が圧迫されるなかで実施されることから、十分な周知に併せて使用者の理解と協力が不可欠である。

そのため、周知にあたっては、直接使用者に説明する場として、住民・企業説明会の開催や出前説明会を実施するとともに、ホームページや町広報紙、機関誌等、多様な情報発信ツールを積極的に活用し、分かりやすくきめ細かな広報及び広聴を実施するよう努められたい。

また、料金改定の際だけではなく、日頃から使用者との双方向のコミュニケーションを確保し、「みんなで支える水道」の意識醸成に努められたい。

(2) 長期シミュレーションと供給単価の見直し

ビジョンの検討にあたり併せて示された長期的なシミュレーションでは、不確実な要素が多いものの、経常収支比率 100%以上が保てるように5年ごとに料金水準を見直す場合、令和42年度には、供給単価が今の約2倍まで上昇し、また、企業債残高についても、令和41年度には40億円を超える見込みであるため、今後も、社会情勢や経営環境等の変化を踏まえながら、長期的な視点に立ち、適切な料金、企業債、投資のあり方について検討を続けるとともに、京都府営水道や同受水市町との連携等、広域的視点に立った取組についても検討を進められたい。

5 おわりに

水道は、住民生活と社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインである。

久御山町水道事業では、強靱で安定した水道の実現に向け、これまでも積極的に水道施設の更新・耐震化に取り組まれている。

また、今回の料金改定により、資金ショートを回避したうえで、重要給水施設配水管耐震化事業を計画どおり完遂することができるとともに、老朽管の更新を計画的に進めるための経営基盤強化が一定図れることとなる。

今後も、ビジョンを計画的に推進するとともに、広域的視点に立った取組も踏まえたより一層の経営効率化に努め、水道事業の責務である安全・安心な水道水の持続的・安定的な供給に引き続き努められたい。

別表

水道料金表（1か月）

口径	基本料金	従量料金（使用水量 1 m ³ につき）				
		10 m ³ まで	11 m ³ から 20 m ³ まで	21 m ³ から 500 m ³ まで	501 m ³ から 3,000 m ³ まで	3,001 m ³ 以上
～20 mm	1,200 円	45 円	165 円	185 円	215 円	230 円
25 mm	1,800 円					
30 mm	3,600 円					
40 mm	14,400 円					
50 mm	30,000 円					
75 mm	72,000 円					
100 mm	132,000 円					
150 mm	300,000 円					
200 mm	600,000 円					

基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

久御山町上下水道事業経営審議会の審議経過

開催日		審議内容
令和 6 年度	第1回	令和6年 4月19日 (1) 諮問 (2) 水道料金等のあり方について
	第2回	令和6年 5月27日 (1) 令和6年度第1回会議の概要 (2) 料金改定（案）について
	第3回	令和6年 7月2日 (1) 令和6年度第2回会議の概要 (2) 料金改定（案）について
	第4回	令和6年 9月3日 (1) 令和6年度第3回会議の概要 (2) 答申（案）について

久御山町上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	職名 (団体名)
学識経験者 第1号委員	会 長 にしがき やすゆき 西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
	副会長 いとう さだひこ 伊藤 禎彦	京都大学教授 大学院工学研究科都市環境工学専攻
	まつわか えりこ 松若 恵理子	公認会計士
上下水道事業有識者 第2号委員	そわ よしひろ 曾和 良広	京都府建設交通部公営企業管理監兼 副部長
住民公募 第3号委員	みずの むつの 水野 睦乃	住民委員
	てらい みき 寺井 美紀	住民委員
その他 第4号委員	くぼ た けんじ 久保田 健司	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 京都工場 メンテナンス課 課長
	おびなた のりゆき 大日方 則如	京都機械工具株式会社 ものづくり技術本部 生産技術部 生産技術課 設備技術係 係長

※久御山町上下水道事業経営審議会条例第3条第2項に定める第1号委員から第4号委員の順